姫路市結婚新生活支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新たに婚姻した夫婦を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、本市における少子化対策の強化に資することを目的とする姫路市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、姫路市補助金等交付規則（昭和４３年姫路市規則第６０号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　住宅取得　住宅を建築し、又は住宅を取得し（売主である個人が、夫婦のいずれか一方と２親等以内の親族である者の場合若しくは契約書を交わさない売買、贈与又は相続により取得したものを除く。）、自己の名義で当該住宅の登記（共有名義で住宅を登記する場合にあっては、２分の１以上の持分を有すること。）をすることをいう。

⑵　住宅リフォーム　住宅（賃貸借に係るものを含む。）の修繕、増築、改築、設備更新等の改修（次に掲げるものを除く。以下この号において「住宅改修」という。）を業として営む者（施工者である個人が、夫婦のいずれか一方と２親等以内の親族である者を除く。）との間で工事請負契約を締結して、自己の居住の用に供する住宅の住宅改修を行うことをいう。

ア　倉庫又は車庫に係る工事

イ　門、フェンス、植栽等の外構に係る工事

ウ　エアコン、洗濯機等の家電の購入又は設置

エ　賃貸借に係る住宅にあっては、賃貸借契約により本来貸主が負担するべき修繕

⑶　住宅賃借　賃貸住宅を所有し、又は転貸する者（不動産仲介業者を介さない貸主である個人が、夫婦のいずれか一方と２親等以内の親族である者を除く。）との間で建物賃貸借契約を締結して、自己の居住の用に供することをいう。

⑷　住居費　婚姻に伴う市内での住宅取得、住宅リフォーム又は住宅賃借するために要した費用のいずれかであって、対象住宅の取得費（住宅借入金等による場合にあっては、返済額の３か月分を上限とし、当該住宅借入金等の手数料及び利息を除く。）、リフォーム費用（住宅借入金等による場合は、返済額の３か月分を上限とし、当該住宅借入金等の手数料及び利息を除く。）、賃料（３か月分を上限とする。）、共益費（３か月分を上限とする。）、敷金、礼金及び仲介手数料の合計額をいう。ただし、婚姻前の住宅取得又は住宅リフォームについては、婚姻を機として取得し、又はリフォームした住宅であって、婚姻日から１年以内に契約したものに限る。

⑸　転居費用　住居費の対象となる住居（以下「対象住居」という。）又は夫婦の新居（婚姻後に夫婦が居住する住居をいう。以下同じ。）に転居するための引越に係る運送業者（次に掲げるものに限る。）へ支払う費用をいう。ただし、婚姻前の転居のための引越については、婚姻を機とした転居のための引越であって、婚姻日から１年以内の転居のための引越に限る。

ア　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第３条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を取得しているもの

イ　貨物自動車運送事業法第３６条第１項に規定する貨物軽自動車運送事業の届出をしているもの

ウ　その他市長が認めるもの

（補助対象夫婦）

第３条　補助金の交付の対象となる夫婦は、次の各号のいずれにも該当する夫婦とする。

⑴　令和８年１月１日から令和９年３月３１日までの間に婚姻届を提出し、又は受理された夫婦であること。

⑵　夫婦共に婚姻日における年齢が３９歳以下であること。

⑶　令和７年１月１日から同年１２月３１日までの間における夫婦それぞれの所得を合算した金額が５００万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）

の返済を令和７年中に行っていた場合は、夫婦の所得を合算した金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

⑷　交付申請の時点において、夫婦の双方又は一方が対象住居又は夫婦の新居に住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定による住民登録を行っており、かつ、申請の日より２年以上継続して市内に居住する意思があること。

⑸　本市、国又は他の地方公共団体による住居費又は転居費用に対する補助金その他の金銭的給付を受けていないこと。

⑹　夫婦の双方又は一方が、過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。

⑺　交付申請の時点において、夫婦の双方又は一方が、本市に納付すべき税がある場合、それを滞納していないこと。

⑻　夫婦共に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員ではないこと。

⑼　次に掲げる講座のいずれかを夫婦ともに受講していること。

ア　ライフデザイン支援講座

イ　プレコンセプションケアに関する講座

ウ　共家事・共育て講座

２　前項の規定にかかわらず、令和７年度に補助金の交付を受けた世帯で、その交付額が、次条第１項に規定する１夫婦当たりの上限額に達しなかった者は、補助金の交付の対象（同年度に住居費を申請した者にあっては住居費、同年度に転居費用を申請した者にあっては転居費用に限る。）とする。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、令和８年１月１日から令和９年３月３１日までの間に支払った住居費と転居費用を合わせた額とし、１夫婦当たり３０万円（前条第２項に規定する者にあっては、３０万円（夫婦共に婚姻日における年齢が２９歳以下の場合は、１夫婦当たり６０万円）から令和７年度の交付額を控除して得た額）を上限とする。ただし、夫婦共に婚姻日における年齢が２９歳以下であり、かつ、前条第２項に規定する者でない場合は、１夫婦当たり６０万円を上限とする。

２　前項に規定する補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

３　第１項の住居費又は転居費用の額は、夫婦の双方又は一方が勤務先から住居費又は転居費用に対する金銭的給付を受けている場合は、当該金銭的給付の額（住居費のうち賃料に対する給付は、３か月分を上限とする期間の賃料に対する給付とする。）を控除した額とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、姫路市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、提出の期限は、令和９年３月３１日とする。

⑴　婚姻届受理証明書又は戸籍謄本

⑵　住民票

⑶　所得証明書

⑷　納税証明書（滞納がないことを証する書類に限る。）

⑸　住宅手当等支給証明書（様式第２号）

⑹　貸与型奨学金の返還額が分かる書類（貸与型奨学金を返済していた場合）

⑺　物件の工事請負契約書及び領収書の写し（住居を新築し、又は住宅リフォームを行った場合）

⑻　物件の売買契約書及び領収書の写し（住居を購入した場合）

⑼　物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居を賃貸している場合）

⑽　転居費用に係る領収書の写し（転居費用の補助金交付を申請する場合）

⑾　姫路市結婚新生活支援補助金に係る誓約書（様式第３号）

⑿　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、姫路市結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）

をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（申請内容の変更）

第６条　前条第２項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同条第１項の申請の内容に変更が生じるときは、速やかに姫路市結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第５号）に、同項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、姫路市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第６号）により補助対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第７条　市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、姫路市結婚新生活支援補助金交付取消通知書（様式第７号）を申請者に通知するものとする。

⑴　虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

⑵　補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

⑶　この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の請求及び交付）

第８条　補助対象者は、第５条第２項又は第６条第２項の通知書を受けた場合は、速やかに姫路市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第８号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の補助対象者からの請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第９条　補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第１０条　この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月２１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の第２条から第５条まで並びに様式第１号、様式第３号、様式第５号及び様式第８号の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年６月１３日から施行し、改正後の第２条の規定は、同月２日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。